

女性活躍推進法および次世代育成支援対策推進法に関する 一般事業主行動計画



1. 女性活躍推進法

- 一般事業主行動計画：令和2年4月1日～令和7年3月31日
の計画期間
- 取 り 組 み 内 容：①非正規社員率（定年後の再雇用除く）を全社で現行
18.9%を目標17.6%以下にする。
②時間外労働の削減
2019年度比（平均9時間/月）より10%削減する。

■情報公表項目について

①労働者に占める女性労働者の割合

区 分	2024年4月
社 員	23.8%
パート社員	42.9%
派遣社員	70.0%

②労働者の一月当たりの平均残業時間

区 分	2023年度平均
営 業 部 門	13.3H
開 発 部 門	4.8H
生 産 部 門	4.2H
ウェルネス事業部	6.0H
管理・直轄部門	6.0H
全 社 平 均	7.5H

③係長級及び管理職に占める 女性労働者の割合

区 分	2024年4月
係 長 級	16.5 %
管 理 職	9.2 %

④ 有給休暇取得率

区分	2024年3月時点
社員	71.8%
パート社員	80.3%

⑤ 男女の賃金格差

区分	男女の賃金の格差 (男性の賃金に対する女性の賃金の割合)
全労働者	72.4%
正社員	81.8%
有期契約社員 (契約社員・パート社員)	93.7%

【※計算に関する条件】

対象期間：2023（令和5年）事業年度 2023年4月1日～2024年3月31日
賃金：基本給、賞与、時間外労働手当、各種手当含む（通勤手当は除外）

【注釈・説明】

正社員の賃金格差は女性管理職の割合が少ないことが要因となっております。
管理職未満正社員の男女格差は90.7%と小さくなっております。

2. 次世代育成支援対策推進法

- 一般事業主行動計画：令和2年4月1日～令和7年3月31日
の計画期間
- 取り組み内容：
 - ① 始業・終業時刻の繰上げ又は繰下げ制度の導入
 - ② 時間外労働の削減
 - ③ 有給休暇取得促進
 - ④ 在宅勤務などの場所にとらわれない働き方の導入